

# **第7次在日米軍従業員管理システム等の更改に関する**

## **情報提供依頼実施要領**

令和8年2月

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

---

---

## 目 次

1. .... 情報提供依頼目的	2
2. .... 参加資格及び申込方法	3
3. .... RFI スケジュール	3
4. .... 質問及び回答	3
5. .... 情報提供依頼内容	4
6. .... 概算見積書の作成	4
7. .... 情報提供様式による回答提出	4
8. .... その他留意事項	5
9. .... 提出先・問い合わせ先	5

### 【別紙】

- 〈別紙 1〉 更改仕様書
- 〈別紙 2〉 要件定義書

### 【様式】

- 〈様式 1〉 会社概要
- 〈様式 2〉 提案システム
- 〈様式 3〉 更改スケジュール案
- 〈様式 4〉 提案見積内訳書
- 〈様式 5〉 質問票
- 〈様式 6〉 参加表明書
- 〈様式 7〉 守秘義務に関する誓約書
- 〈様式 8〉 参加辞退届

## 1. 情報提供依頼目的

### (1) 件名

第7次在日米軍従業員管理システム等の更改に関する情報提供依頼

### (2) 目的

政府情報システムは、単なる行政事務処理上の道具ではなく、行政運営の中核を成す基盤として存在するに至っている。さらには、デジタル技術は社会構造の変革の強力なツールとなっており、これまでの延長線上での改善ではなく、デジタル技術が国民生活やビジネスモデルを根底から変える、新しい社会が到来している。

このような中、デジタル技術を徹底活用し、行政内部における行政サービスの利便性の向上並びに行政運営の効率性及び透明性の向上を実現するだけでなく、官民協働を軸として、行政サービスを改善し、デジタル社会に対応したデジタル・ガバメントを目指すことが求められている。

こうした状況を踏まえ、政府は、行政の縦割りを打破し、大胆に規制改革を断行するための突破口としてデジタル庁を創設することを柱としたデジタル改革について検討を加え、令和2年（2020年）12月25日、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号。以下「IT基本法」という。）の見直しの考え方やデジタル庁設置の考え方について政府の基本的な方針を盛り込んだ「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を閣議決定した。その後、この方針等を踏まえ、デジタル社会形成基本法案及びデジタル庁設置法案を中心としたデジタル改革関連法案が、令和3年2月9日に閣議決定、国会に提出され、国会審議を経て5月12日に成立、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）及びデジタル庁設置法（令和3年法律第36号）は9月1日に施行されることとなった。また、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」では、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）では、このような社会を目指すことは、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を進めることにつながるとしている。

デジタル・ガバメントへ変革していくためには、デジタル庁を中心として、各府省のデジタル統括責任者及び副デジタル統括責任者のそれぞれがリーダーシップを発揮し、「共通ルール」の下で、各府省及び政府全体のITガバナンスを強化し、価値を生み出すことが重要であり、サービス・業務の状況や政府情報システムに関する詳細な情報を逐次把握するとともに、サービスの向上、業務の効率化及び高度化、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）の目的にもある情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保、情報セキュリティを含む情報システムの運用リスクへの適切な対応等、具体的な取組を政府横断的に進める必要がある。

以上を踏まえ、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等に基づき、サービス・業務改革並びにこれらに伴う政府情報システムの整備及び管理について、その手続・手順に関する基本的な方針及び事項並びに政府内の各組織の役割等を定める体系的な政府共通のルールとして、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」を策定しており、機構情報システムは、このような政府方針に柔軟に対応できる構成とする必要があることを踏まえ、その在り方を検討するためより具体的な提案の提供を依頼するものである。

## 2. 参加資格及び申込方法

### (1) 応募資格

参加表明書の提出日現在において、以下の要件をすべて満たし、提出された書類の記載事項に虚偽がない者とする。

- (a) 在日米軍従業員管理システムと同等規模のシステムの導入実績があること。
- (b) 過去5年以内に官公庁又は独立行政法人における業務・システム設計・開発の実績があること。
- (c) 人事・給与システムの業務・システム設計・開発の実績があること。

### (2) 参加表明書および守秘義務に関する誓約書の提出

本業務に係る提案意思について、次の方法により提出すること。

#### ① 期限

令和8年4月24日（金）午後5時

#### ② 提出書類

- ・様式6「参加表明書」
- ・様式7「守秘義務に関する誓約書」

#### ③ 提出方法

上記の書類を記入・押印のうえ、「9. 提出先・問い合わせ先」へ郵送もしくは持参すること。先に電子メールで提出し、追って原本を提出する方法を可とする（原本の提出は期限後でも構わない）。電子メールでの提出の際には、押印省略可。

標題：【第7次在日米軍従業員管理システム等の更改に関する情報提供依頼】参加（会社名）

#### ④ その他

様式6および様式7の提出が確認できた後、様式1～4を電子メールで送付する。

## 3. RFI スケジュール

主なスケジュール（予定）

内容	日程
実施要領の公表	令和8年3月19日（木）
参加申込締め切り	令和8年4月24日（金）
質問受付期間	令和8年3月19日（木）～ 4月17日（金）
質問に対する回答	令和8年5月15日（金）
情報提供様式による回答提出締め切り	令和8年5月29日（金）

## 4. 質問及び回答

### (1) 質問

本実施要領及び別紙資料に対して質問がある場合は、次の方法により行うこと。

---

---

電話での質問には応じないため、留意すること。

なお、質問票の内容に疑義が生じた場合は、質問者に連絡する。

①受付期間

令和8年3月19日（木）～令和8年4月17日（金）午後5時必着とする。

②提出方法

様式5「質問票」に質問等を記入し、「9. 提出先・問い合わせ先」へ電子メールで送信すること。

電子メールの添付ファイルの要領が10MBを超える場合は、CD-R等の外部電磁的記録媒体で提出いただくことも可能とします。CD-R等で提出する場合は、郵送または持参で提出ください。

標題：【第7次在日米軍従業員管理システム等の更改に関する情報提供依頼】質問（会社名）

(2) 回答

質問に対する回答は、参加者全てに対して、次の方法により行う。

①回答日

令和8年5月15日（金）予定

③回答方法

様式6「参加表明書」に記載されたメールアドレスに電子メールで送信する。

③その他

同趣旨の質問が複数あった場合には、まとめて回答する。

質問者の名称等については公表しない。

## 5. 情報提供依頼内容

提案者は、以下の様式を使用して回答を作成すること。

- (1) 様式1「会社概要」
- (2) 様式2「提案システム」
- (3) 様式3「更改スケジュール案」

## 6. 概算見積書の作成

提案者は、様式4「提案見積内訳書」を作成すること。

更改業務のほか、システム稼働後5年分の運用保守業務についてもあわせて概算見積金額を提示すること。

概算見積作成にあたっては、第6次再構築費用（5年間で約17億円）を参考にすること。

## 7. 情報提供様式による回答提出

回答の提出は、次の方法により行うこと。

必要に応じて追加資料の提出を求める場合があるので留意すること。

---

---

(1) 提出書類

様式1～様式4

※Excelファイル形式で提出すること（PDFに変換しないこと）。

(2) 提出期限

令和8年5月29日（金）午後5時必着とする

期限に遅れた場合は受理しないため、注意すること。

(3) 提出方法

「9. 提出先・問い合わせ先」へ提出書類を電子メールで送付すること。

(4) 回答提出の辞退

情報提供様式による回答提出を辞退する場合は、令和8年5月15日（金）午後5時までに様式8「参加辞退届」を記入・押印のうえ、「9. 提出先・問い合わせ先」へ郵送もしくは持参すること。先に電子メールで提出し、追って原本を提出する方法を可とする（原本の提出は期限後でも構わない）。電子メールでの提出の際には、押印省略可。

標題：【第7次在日米軍従業員管理システム等の更改に関する情報提供依頼】辞退（会社名）

## 8. その他留意事項

- ・電子メール等の通信事故については、当機構はいかなる責任も負わない。
- ・本件手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ・提案のための費用は、提案者の負担とする。
- ・提出された資料等は返却しない。
- ・提出された資料等に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属することとする。
- ・本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- ・システムの導入支援業務および更改の監理業務については、コンサルタントを活用する予定。
- ・不明な点は、「9. 提出先・問い合わせ先」まで連絡すること。

## 9. 提出先・問い合わせ先

住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル12階

所属：独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 労務部労務企画課情報管理室 館下宛

TEL：03-5422-1926

メールアドレス：lmo-r-joukann@lmo.go.jp